

## 診断書のご記入・ご提出に際してのご案内

航空機への搭乗・飛行は、飛行時間、飛行高度、気象状態がお体に悪影響を与えることもあるため、お客様のご容態によってはご利用いただけない場合もございます。

### ・個人情報のお取り扱いについて

「診断書」につきましては、新中央航空の職員が内容を確認の上、必要に応じてご連絡及びご相談させていただきます場合がございます。あらかじめご了承ください。

個人情報の取り扱いについては、弊社「個人情報保護方針」に則ります。

### ・「診断書」の記入・提出が必要な場合

下記①～⑤のいずれかに該当されるご搭乗者様には、「診断書」及び「搭乗に必要なお手配」をご用意いただき、ご予約手配の際（またはご搭乗手続き時）にご提示いただきます。

- ① 機内で酸素吸入、医療機器の使用、医療行為を行う必要のある方
- ② 搭乗中に座位を保持することが難しい方
- ③ 重症傷病患者
- ④ 出産予定日を含めて28日以内に搭乗する妊婦の方
- ⑤ 次のページ「参考資料」の「その他の症状の方」に該当される方
- ⑥ 上記①～⑤の他にケガ、治療中の疾病や最近受けた手術が搭乗によりお体に影響を及ぼすと思われる方

#### 「診断書」提出についての留意事項 ーご搭乗者様・お医者様へー

「診断書」は、**搭乗日を含めて14日以内（妊婦の提出対象の方は7日以内）**（例：搭乗日が10月20日の場合、10月7日以降に発行のものが有効となります。）に発行されたものをご用意ください。往復旅程の復路便の場合、復路の旅程についても「診断書」中の「搭乗の適否」が「適」であると記載されているものは、復路搭乗日を含めて14日以内でなくとも有効です。

※ただし、病気やケガをなされている方の医療輸送、心臓、呼吸器、脳神経疾患など体調が急変するおそれのある疾患の方、「診断書」の作成後やご旅行中に病状、体調に変化があった場合には改めて作成・ご提出をお願いいたします。

#### 「診断書」記入についての留意事項 ーお医者様へー

「診断書」の記入については、航空旅行・旅程をご搭乗者様（患者様）のお体に及ぼす影響を考慮して「航空機搭乗・飛行の適否」をご診断ください。留意事項などは「診断書」の「所見/細述欄」にお書き添えください。

体調や状態が安定しているご搭乗者様は、診断書の有効期限を記載することができます。（ただし、妊婦の方を除く。）お医者様は、ご搭乗者様（患者様）よりご相談がありましたら、ご診断の上、診断書の有効期限欄にご記入ください。有効期限内の診断書はご搭乗者様ご自身で保管ください。

### ・医療機器の用意・設置に伴う費用について

医療機器の設置等に伴う経費などは、別料金・費用を申し受けるものがあります。また、以下の項目に該当する場合は、別途料金をお支払いいただく必要があります。

- ・ 医療機器の機内での使用など、使用する座席の他に別途座席確保が必要な場合
- ・ 受託手荷物としてのお預かりが出来ない医療機器で、輸送に際し別途座席スペースが必要な場合

※お預かりできないものや機内にお持ち込みできないもの、機内で使用できない医療機器もありますので、必ず事前に詳細をお知らせいただくことをお願いいたします。

### ・その他弊社機材へのご搭乗に際しての留意事項

弊社使用機材は客室乗務員が乗務していないため、ご搭乗者様（患者様）お一人でご搭乗の際はご自身で医療機器の操作や緊急時の脱出等、身の回りの行為が可能な方に限りご搭乗いただけます。それ以外のご搭乗者様（患者様）の場合は、必ずお付添の方の搭乗をお願いしております。

## 参考資料

感染症法において定められた指定感染症患者の方、及び指定感染症疑似症状のある方はご搭乗いただけません。

## その他の症状の方

以下の状態にある方も航空機搭乗には適しておりませんが、病状、体調などが安定しており医師が「診断書」などにより搭乗の適性があると判断・証明した場合にはこの限りではありませんので、ご相談ください。

1. 重症心疾患患者、重症心不全、チアノーゼ性心不全（通常発病後6週間以内は不適）
2. 不安定性狭心症、急性心筋梗塞（通常発病後2週間以内は不適）
3. 重症呼吸器疾患患者、重症呼吸不全、重症慢性閉塞性肺疾患、最近発病した気胸患者で肺の拡張が完全でない方
4. 喀血を繰り返す方
5. 脳卒中急性期患者（通常発病後4週間以内は不適）
6. 頭蓋内圧上昇をきたす頭部疾患患者
7. 重症貧血患者
8. 吐血、下血患者、腸閉塞患者
9. 重症中耳炎患者
10. 創傷が十分に治癒していない方（頭部、胸部、腹部手術など）及び出産後間もない方
11. 症状が安定していないアルコールその他の中毒患者
12. 眼球手術など術後に体内に空気やその他気体が残存している方
13. 出産予定日まで28日以内にある妊婦

※ご搭乗に際して、医師の証明として搭乗日を含めて7日以内に作成された「診断書」が必要。

出産予定日を含めて7日以内の搭乗の場合は産科医の同伴が必要。

14. 生後7日（誕生日を含む）以内の新生児

下記記載事項のすべての項目に対し、チェック☑またはご記入をお願いいたします。航空機への搭乗のため、症状等の内容は詳細にご記入ください。記載内容に不明な点があった場合、弊社より確認させていただくことがあります。

お客様（患者様）情報	お名前（漢字）		お名前（フリガナ）		ご年齢		歳
	診断（病名）						
	症状など詳細	*お医者様以外の人でも判る病名・症状をご記入ください。					
	発症日（手術した日）	年	月	日	出産予定日（妊婦の方）	年	月

診断内容			
1	航空機搭乗・飛行に際しお体等の状態は適していますか？ 旅程がお体に及ぼす影響も考慮の上ご判断ください。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	開始（予定）旅程 年 月 日 最終（予定）旅程 年 月 日 *往復旅程の場合は、最終旅程の搭乗日もご記入ください。
2	感染性疾患ですか？	<input type="checkbox"/> はい → 感染性疾患の患者様はご搭乗いただけません。 <input type="checkbox"/> いいえ	
3	航空機搭乗中に着席の状態ですらいますか？（座位をとることができますか？）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
4	付添者（医師・看護師又は医師が認めた者）の同伴なしで搭乗が可能ですか？	<input type="checkbox"/> 付添者なしで搭乗が可能 <input type="checkbox"/> 医師又は看護師の付添いが必要 <input type="checkbox"/> 医師が認めた者の付添いが必要	<input type="checkbox"/> 親族・関係者等の付添いが必要 付添人名 [ ]
5	機内で酸素吸入を必要としますか？	<input type="checkbox"/> はい（医療用酸素ボンベを使用） <input type="checkbox"/> はい（医療用酸素濃縮器を使用） → 下記「6」もご記入ください <input type="checkbox"/> いいえ	機内に搭載できる酸素ボンベには制限があります。高さ70cm×10cm以内 重量5kgまで
6	機内で医療機器を使用しますか？（例：酸素濃縮器、シリンジポンプなど）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	→ 「はい」の場合、機内使用可能な機器か確認します。詳細記入をお願いします。 ・機器名 ・メーカー ・製品名/型番 ・バッテリー/容量
7	機内で薬品などを用いた医療行為を行いますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	→ 「はい」の場合、内容をご記入ください [ ]
8	上記5～8に際し、お客様（患者様）は機器の操作等に熟知しており、ご自身で操作や対処が可能ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
9	航空機搭乗に際し留意すべき点があれば所見と細述をお願いします。	*患者様（お客様）からの要請により、適正があると判断された場合はご記入ください。 *妊婦は有効期限対象外とします。 病状・体調などが安定しているため、診断書は 年 月 日 まで有効と判断します。	

上記の通り診断し、患者様の搭乗に際し、新中央航空株式会社が必要とする情報を患者様の同意の上、提供いたします。

お医者様情報	お名前（自署）	発行年月日	年	月	日
	医療機関名	専門科			
	電話番号	緊急連絡先			

\*本診断書は患者様（お客様）のご搭乗が可能かどうか弊社において判断をする為の情報であり、本診断書の提出をもって患者様（お客様）のご搭乗を確約するものではありません。

\*弊社従業員は注射、薬物の投与、医療用酸素ボンベの操作などの医療行為を行うことは許されておりません。また、運航・地上業務、保安業務等のため、特定のお客様に対し常時対応することは出来ませんので、ご了承ください。

\*本診断書は、ご搭乗日を入れて14日以内に発行されたものを有効といたします。（妊婦の方はご搭乗日を入れて7日以内。）往復旅程の場合は、復路日付が発行日より14日を超えても有効といたします。なお、項目9にて診断書の有効期限が記載されている場合、診断書の有効期限内での旅程の変更・追加においても本診断書を適用するものとします。（妊婦の方を除く）

\*上記有効期限にかかわらず、心臓・呼吸器・脳神経疾患等、体調が急変するおそれのある疾患の方、本診断書作成後もしくは旅程中に病状・体調に変化があった場合には改めて作成・ご提出をお願いする場合があります。ご理解いただきますようお願い致します。